



発行 新潟県
第7号
 令和元年5月28日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 77 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 78 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 79 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 80 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 81 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 82 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 83 建設業法による許可の取消し（監理課）

公 告

特定調達契約の契約者等（知事部局広報広聴課）

病院局告示

- 1 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）
- 2 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
 特定調達契約の契約者等（病院局経営企画課）
 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

議 会 規 則

- 1 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則（議事調査課）

告 示

◎新潟県告示第77号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
 令和元年5月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟臨港病院
- 2 所 在 地 新潟市東区桃山町1丁目114番地3
- 3 有効期間 令和元年6月18日から
令和4年6月17日まで

◎新潟県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市能生土地改良区の定款変更を令和元年5月17日認可した。

令和元年5月28日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、村上市及び胎内市の一部を受益地域とする県

営荒川左岸地区農業用排水施設整備（かんがい排水「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月28日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和元年5月29日から令和元年6月25日まで

3 縦覧に供する場所
村上市役所及び胎内市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営東海地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月28日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和元年5月29日から令和元年6月25日まで

3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和元年5月29日から令和元年6月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月28日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市 亀田郷土地改良区	茗荷谷第2	農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	新潟市 江南区役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第82号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、和田土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、令和元年5月29日から令和元年7月9日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月28日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
上越市 和田土地改良区	木島・広島	交換分合	交換分合計画書の写し	上越市役所 妙高市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この交換分合計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第83号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年5月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成31年4月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
フリーダム
佐野 裕樹
- 3 主たる営業所の所在地
加茂市大字狭口甲1356
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第44639号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成31年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年4月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
岡田建設株式会社
岡田 一樹
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市西大崎2-20-19
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（特-27）第5598号
 - 5 処分の内容 防水工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年4月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸弥組
渡辺 弥一
 - 3 主たる営業所の所在地
岩船郡関川村大字高田1518
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-29）第298号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年4月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社島田組

島田 雅士

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市大字浦佐470-6

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第8536号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社高杉工業

高杉 義広

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区小新2-10-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第22935号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社蒲原建設

鈴木 英一

3 主たる営業所の所在地

五泉市大字下大蒲原169

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第26177号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

安田建設株式会社

井上 絹子

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市大字保田4225

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第13076号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年4月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ハクサン
田村 勝司
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市来迎寺字白山2205
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42783号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ロジスネクスト信越株式会社
大田 実成
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区曙町1-8-19
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第23966号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社エービーイー
阿部 正孝
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字本道715
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44778号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社JMS
大嶋 節子
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大町1-4-22
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43722号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成31年4月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤建築
佐藤 義勝
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市大字矢田1444
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第21512号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社日乃出江口
佐藤 正哉
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市福山町1033
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-29）第17262号
 - 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
カズミ冷機株式会社
数見 由美子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区紫竹1-1-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第22670号
 - 5 処分の内容 管工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年4月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
二瓶板金
二瓶 収
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市西本町1-406-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第39283号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成31年3月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社野口電気工業

阿部 高一

3 主たる営業所の所在地

新発田市佐々木179

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第21876号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年3月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

六日町重機協同組合

岡村 和男

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市大字四十日2475-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39525号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年3月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年3月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

新潟マルキ株式会社

今井 康之

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区曾根523

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45345号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年4月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社桑原工業

桑原 栄助

3 主たる営業所の所在地

三条市上須頃1158

- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第5652号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成31年3月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
ウェブサイト、SNS及び各種メディアを活用した首都圏等情報発信にかかる業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県知事政策局広報広聴課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社マガジンハウス
東京都中央区銀座3丁目13番10号
- 5 契約金額
33,000,000円(うち取引にかかる消費税及び地方消費税3,000,000円)
- 6 契約方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

- 1 委託した事務
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人館野法律事務所
- 3 委託期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 委託した事務

- (1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務
- (2) 新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
- (3) 新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、旧新潟県立六日町病院、旧新潟県立小出病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立坂町病院及び新潟県立リウマチセンターにおける診療費等の収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号
株式会社YARUSHIKA
- (2) 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
株式会社NKSコーポレーション新潟支店
- (3) ア 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブナーイレブン・ジャパン
イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
ウ 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
エ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
オ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ミニストップ株式会社
カ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
キ 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グローサースチェーン株式会社
ク 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
ケ 東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
コ 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月28日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 調達物品及び数量

手術支援システム 1式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成31年4月24日
- 6 落札者の氏名及び住所
源川医科器械株式会社
新潟県新潟市中央区西堀通三番町258番地41
- 7 落札価格
49,680,000円
- 8 入札公告日
平成31年3月15日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達役務の調達手続きの特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規程により、次のとおり公告する。

令和元年5月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成31年度医療情報総合システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地
新潟県立がんセンター経営課 新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
88,270,840円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7政令第372号）第11条第1項第2号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パーソナルコンピュータ等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月28日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県立吉田病院附属看護専門学校用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和元年8月30日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立吉田病院附属看護専門学校
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（パーソナルコンピュータ等一式の1ヶ月当たりの賃貸

借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

2 入札説明書の交付場所等

(1) 交付期間

令和元年5月28日(火)から令和元年6月3日(月)までの各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先

新潟県立吉田病院経営課庶務係(新潟県燕市吉田大保町32番14号)

電話番号 0256-92-5111

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月5日(水) 午後5時

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年6月10日(月) 午前11時

(2) 場所 新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 講堂

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 本件調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記2(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

議 会 規 則

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

新潟県議会議長 岩 村 良 一

新潟県議会規則第1号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 会期は、次のとおりとする。ただし、開会前に会期を変更する特別の必要があるときは、会期の初めに議会の議決により変更することができる。</p> <p>(1) 通常予算を審議する定例会は32日、その他の定例会は<u>18日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第5条 会期は、次のとおりとする。ただし、開会前に会期を変更する特別の必要があるときは、会期の初めに議会の議決により変更することができる。</p> <p>(1) 通常予算を審議する定例会は32日、その他の定例会は<u>17日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。